

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※コピー又は木更津市ホームページからダウンロードして、お使いください。
※木更津市へ提出の場合はA4、B5どちらのサイズでもかまいません。他市へ提出の場合はA4サイズを使用してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話		(内線)	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収			
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日 納期分) 3. 普通徴収 (一括徴収できない理由)			
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)			
2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が93万円以下)			
3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)			
4 (普E)		事業専従者 (給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)			

令和 年 月 日提出 木更津市長様		住所(居所) 又は所在地 〒 フリガナ		氏名又は名称															
				個人番号 又は法人番号															
受給者番号(整理番号)		フリガナ		給 与 所 得 者															
		氏 名		特別徴収税額 (年税額) 円															
生 年 月 日		昭和・平成 年 月 日		(イ) 徴収済額 (ア) - (イ) 円															
個 人 番 号				(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円															
1月1日 現在の住所				異動年月日															
給与の支払を受け なくなった後の住所				..															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日 申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	・	円	円
	・	円	
	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		〒		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒		氏名		氏名		月割額 円を	
フリガナ								月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称								受給者番号	
法人番号				電話		(内線)		納入書の要否 (新規の場合のみ選択してください)	
								要 ・ 不要	

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎 財務部市民税課

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。